

危機管理会議

日 時：平成 30 年 4 月 2 日（月）16 時 30 分から
場 所：県庁 3 階 特別会議室

協議事項

- 新体制による危機管理体制の確保について

- その他

（配布資料）

- 資料 1 危機管理会議の活動について1
 - 資料 2 徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱等5
 - 資料 3 平成 29 年度危機管理会議等開催実績13
 - 資料 4 危機管理調整費について14
- （別添） 平成 30 年度緊急連絡網

危機管理会議の活動について

1 危機管理会議の概要

(1) 設置根拠

「徳島県危機管理対処指針」

「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」（資料 2 参照）

(2) 目的

県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に対処するため、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守ることを目的（要綱第 1 条）。

(3) 設置年月日

平成 16 年 6 月 8 日

(4) 構成員

要綱第 4 条参照

(5) 開催実績（平成 29 年度）

資料 3 「平成 29 年度危機管理会議等開催実績」のとおり。

2 危機事象発生に備えた取組について

(1) 新型インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 海外において新型インフルエンザの発生が確認された場合（海外発生期）には、政府に対策本部が設置されるとともに、本県も知事を本部長とする「徳島県新型インフルエンザ等対策本部」を自動設置し、県行動計画に沿った対応を実施する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策本部条例」
 - ・ 「徳島県新型インフルエンザ等対策行動計画」平成30年3月16日改正
- 平成25年4月13日
施行

(2) 高病原性鳥インフルエンザ対策について

ア 発生時の危機管理体制

- ・ 「県内の養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、知事を本部長とする「危機管理対策本部」を自動設置する。
- ・ 「野鳥」や「県外養鶏農家」で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認された場合には、必要に応じ、「危機管理会議」「危機管理連絡会議」を招集する。

イ 職員の動員について

- ・ 県内養鶏農家で発生した場合に、防疫措置等に必要となる人員を確保するため、全庁的に職員を動員する。
 - ・ 動員名簿は、毎年度更新している。
- ※ なお、この動員名簿は、高病原性鳥インフルエンザ対策以外の危機事象発生時に、緊急に動員が必要となった場合においても活用することがある（例：口蹄疫発生時など）。

(3) 原子力災害対策について

ア 発生に備えた取組について

- ・ 「原子力発電所災害対応方針」の策定・公表（H23.3.28 策定。H23.7.8 改定）
- ・ 平成25年10月、「徳島県地域防災計画」大規模事故等災害対策編に「原子力災害対策」を盛り込んだ。
- ・ 原子力災害に対しては、同計画を踏まえ、一定レベル以上の被害が発生した場合には、「危機管理会議」「災害対策本部」等により対応する。

(4) 大規模自然災害に備えた取組について

ア 発生時の体制

- ・ 南海トラフ巨大地震等が発生するなど、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合等には、『徳島県災害対策本部運営規程』に基づき、「災害対策本部」（知事を本部長とし、各部局長等を本部員とする）を自動設置する。

イ 発生に備えた取組について

- ・ 平成29年3月、「徳島県業務継続計画（県庁 BCP）」を改訂し、あらゆる災害危機事象に対応するものへ見直しを行ったところであり、全職員への周知に努めるとともに、研修やミニ訓練を通じて、実践力の向上に努める。
- ・ 災害発生に備えた「民間事業者等との相互応援協定」について、各部局において、担当者の引き継ぎや、締結先への連絡等の確認を行う。

(5) 県人の安否確認について

県外（海外を含む）における、大規模災害・事故が発生した際には、各部局と連携し、県人の安否確認等を実施している。

〈各部局における業務内容（例）〉

- | | |
|-----------|---------------------------|
| ・ 政策創造部 | 県人会を通じた被災の照会 |
| ・ 経営戦略部 | 派遣職員の安否確認 |
| ・ 商工労働観光部 | 進出企業への影響の確認
旅行者への影響の確認 |
| ・ 農林水産部 | 漁船への影響の確認 |
| ・ 教育委員会 | 日本人学校、修学旅行の影響の確認 など |

3 会議の招集について

- 危機管理会議を招集する場合には、別途定める「平成 30 年度緊急連絡網」の職員に連絡する（24 時間）。
- 連絡は、原則として、勤務時間内外を問わず、「すだちくんメール」により各職員の携帯電話に送信する。
- 緊急連絡先となっている職員は、携帯電話を常に携帯すること。
- 危機事象は、いつ何時発生するかわからない。今後、緊急に危機管理会議を開催することも考えられる。確実に到達確認をしていただきたい。

徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 県民の生命や財産等に被害をもたらすことが想定される危機事象に備え、庁内の連携の強化と情報の共有化を図り、持てる力を結集して県民の生命と財産を守るため、危機管理を統括する政策監の下に「徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という）を設置する。

(所管事項)

第2条 危機管理会議は、前条の目的を達成するため、全庁における危機管理体制の強化を目指して、次に掲げる施策を実施する。

- (1) 全庁的な危機管理体制の構築
- (2) 危機管理対処指針の策定及び見直し
- (3) 危機管理意識の向上に係る研修や啓発
- (4) 危機事象発生時における助言・支援等

(危機管理主任者)

第3条 危機管理における庁内体制の整備を図るため、各部局に危機管理を統括する危機管理主任者を置く。

- 2 危機管理主任者は別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

(組織)

第4条 危機管理会議は、常設の組織とする。

- 2 危機管理会議は、危機管理を統括する政策監が主管する。
- 3 危機管理会議は、危機管理部長、各部局の危機管理主任者及び別表2に掲げる者をもって構成する。
- 4 危機管理会議の座長は、危機管理部長をもって充てる。

(会議)

第5条 会議は、主管又は座長が招集する。

- 2 主管又は座長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(危機管理連絡会議)

第6条 危機管理会議で決定された事項等についての事務調整や、危機管理会議での協議事項の事前調整など、危機事象対応のための全庁的な事務調整や複数の部局間調整等を迅速かつ円滑に行うため、危機管理会議に危機管理連絡会議を置く。

- 2 危機管理連絡会議は、別表3に掲げる職にある者をもって構成する。
- 3 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長が主宰する。
- 4 危機管理連絡会議は、危機管理部副部長又は危機管理政策課長が招集する。
- 5 危機管理部副部長又は危機管理政策課長が必要と認めるときは、危機管理会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第7条 危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課におく。

(実施細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、危機管理会議の運営その他必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

危機管理部	危機管理政策課長
政策創造部	総合政策課長
経営戦略部	総務課長
県民環境部	県民環境政策課長
保健福祉部	保健福祉政策課長
商工労働観光部	商工政策課長
農林水産部	農林水産政策課長
県土整備部	県土整備政策課長
企業局	経営企画戦略課長
病院局	総務課長
教育委員会	教育政策課長
南部総合県民局	津波減災部長
西部総合県民局	地域創生部長

別表 2 (第 4 条関係)

警察本部警備部警備課長
総合政策課上席政策調査幹
県政広報幹

別表 3 (第 6 条関係)

危機管理部	副部長 危機管理政策課長 危機管理政策課副課長
政策創造部	総合政策課副課長
経営戦略部	総務課副課長
県民環境部	県民環境政策課副課長
保健福祉部	保健福祉政策課副課長
商工労働観光部	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備政策課副課長
企業局	経営企画戦略課副課長
病院局	総務課副課長
教育委員会	教育政策課副課長
南部総合県民局	津波減災部課長補佐
西部総合県民局	地域創生部次長
警察本部警備部	警備課災害対策官

徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県民の生命や財産等に直接的かつ重大な被害が生じ又は生じるおそれがある危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する組織である徳島県危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対策本部の設置)

第2条 知事は、前条に定める危機事象に対し、全庁的に的確かつ迅速に対応する必要があると認めるときは、対策本部を設置することができる。

(所管事項)

第3条 対策本部は次の事項を所管する。

- (1) 危機事象に関する情報収集及び分析
- (2) 危機事象に対する応急対策の決定及び実施
- (3) 関係機関との連絡調整
- (4) 県民に対する情報提供
- (5) その他危機事象に対応するための重要事項

(組織)

第4条 対策本部長は、知事をもって充て、対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 対策副本部長は、政策監、副知事及び警察本部長をもって充て、対策本部長を助け、対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 対策本部員は、別表に掲げる者をもって充て、対策本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

(部)

第5条 対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に所属すべき対策本部員は、対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、対策本部長が指名する対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地危機管理本部)

第6条 対策本部長は、必要があると認めるときは、現地危機管理本部を置くことができる。

(対策本部会議)

第7条 対策本部会議は、対策本部長が招集する。

- 2 対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 対策本部長が必要と認めるときは、対策本部会議に前項に掲げる者以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第8条 対策本部の事務局は、危機管理部とする。

(実施細目)

第9条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営その他の必要な事項は、対策本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

別 表

対策本部員	危機管理部長
〃	政策創造部長
〃	経営戦略部長
〃	県民環境部長
〃	保健福祉部長
〃	商工労働観光部長
〃	農林水産部長
〃	県土整備部長
〃	企業局長
〃	病院局長
〃	教育長
〃	南部総合県民局長
〃	西部総合県民局長

平成 29 年度危機管理会議等開催実績

	日 付	内 容
1	4.3	○新体制による危機管理体制の確保について
2	4.3	※新体制による危機管理連絡体制の確保について
3	4.28	※北朝鮮情勢を踏まえた危機管理対応について 大型連休中の危機管理体制の確保について
4	5.14	※北朝鮮による弾道ミサイルの発射について 世界同時サイバー攻撃への対応について
5	6.19	※ヒアリの国内初確認について マダニが媒介する感染症の注意喚起について 熱中症の注意喚起について
6	7.10	○危機管理体制の確保について
7	7.14	※マダニが媒介する感染症（SFTS）による死亡例の報告について 熱中症の注意喚起について
8	8.12	○北朝鮮情勢を踏まえた危機管理対応について
9	8.17	○北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
10	8.29	○北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
11	9.3	○北朝鮮による核実験実施への対応について
12	9.15	○北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について
13	10.10	※マダニが媒介する感染症（SFTS）のイヌからヒトへの感染事例 について
14	11.9	※島根県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生について
15	11.29	※北朝鮮による弾道ミサイルの発射について
16	12.27	○年末年始の危機事象対応について
17	1.12	○香川県における鳥インフルエンザの疑似患畜の発生について
18	1.30	○香川県における鳥インフルエンザ発生に係る今後の対応について
19	3.6	※兵庫県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザ発生について

※連絡会議：危機管理会議の下部組織。

危機管理部副部長が主宰し、各部局の主管課副課長で構成。

危機管理調整費について

1 目的

危機管理調整費は、危機事象が発生した際に、迅速な応急対策の実施に際して、緊急に必要なとなる経費に充当するために平成18年度に設置。

2 当初予算計上額

- ・ H18 - 19 20,000 千円
- ・ H20 - 30 10,000 千円

3 執行手続

- ① 年度当初予算において、危機管理調整費を危機管理部に配当。
- ② 危機事象が発生した際には、危機管理会議において、応急対策に緊急に必要なとなる経費について協議（※財政課との執行協議も必要）。
- ③ 政策監は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定。
- ④ 応急対策を実施する部局は、危機管理部から予算の配当替えを受け、迅速に応急対策を実施。

4 活用実績

年度	執行額（決算）	事業内容
18	4,302 千円	新型インフルエンザ対策 ・ 防護服 1,320 着、検査試薬 300 検体ほか
19	915 千円	中越沖地震支援 ・ 県職員派遣や物資の支援等
20	3,782 千円	鳥インフルエンザ対策（緊急消毒） ・ 消石灰 7,564 袋
21	10,000 千円	新型インフルエンザ対策 ・ 発熱外来用テント 4 台、医療用予防投薬ほか
22	8,999 千円	高病原性鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 16,413 袋、野鳥検査試薬
23	1,175 千円	牛肉の放射性物質の検査強化対策 ・ 放射能測定ベクレルモニター
24	10,000 千円	PM2.5測定体制の強化について ・ 観測地点のオンライン化、追加
25	0 千円	執行案件なし
26	8,500 千円	エボラ出血熱対策 ・ 検査機器、防護服等の資機材 鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 1,700 袋（全体 7,000 袋）
27	533 千円	ネパール地震支援 ・ 血圧計 30 台、聴診器 30 台ほか
28	6,940 千円	鳥インフルエンザ対策 ・ 消石灰 7,000 袋
29	5,879 千円	生物化学兵器による災害用防護装備 ・ 防護服 500 着、呼吸保護具 30 個ほか

徳島県危機管理対処指針

徳島県危機管理会議

平成 16 年 9 月 16 日制定

平成 27 年 5 月 1 日最終改訂

目次

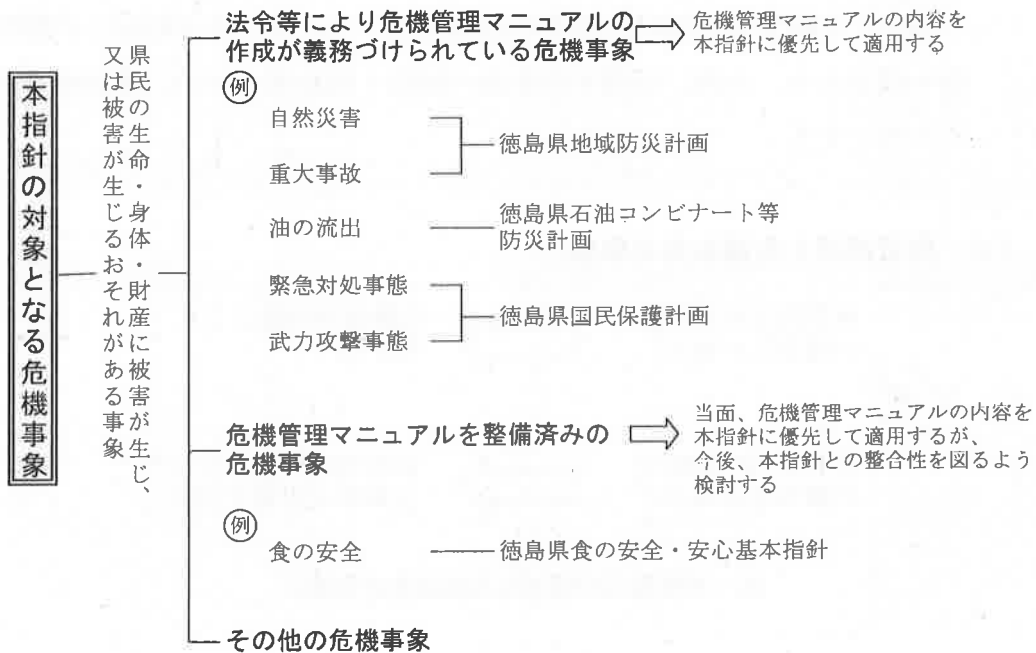
第1	総則	1
1	目的	1
2	危機事象	1
3	部局	3
4	外部機関との連携・協力	4
5	本指針の見直し	4
第2	危機管理体制	5
1	基本的な考え方	5
2	政策監の役割	6
3	危機管理会議の役割	6
4	各部局と危機管理主任者の役割	7
5	危機管理対策本部の役割	8
第3	段階ごとの危機管理対応	10
1	危機管理対応の各段階	10
2	事前対策	10
3	応急対策	13
4	事後対策	17
第4	危機管理調整費	20
1	危機管理調整費の設置	20
2	危機管理調整費の執行	20
資料		
①	緊急連絡網	22
②	危機管理マニュアル基本シート	24

第1 総則

1 目的

「徳島県危機管理対処指針」（以下「本指針」という。）は、危機事象発生時における県民の生命、身体及び財産への被害を防止及び軽減を図るため、日常における事前対策並びに危機事象発生後の各段階に応じた応急対策、事後対策の確実な実施を含め、本県における危機管理の基本的枠組みを示すものである。

2 危機事象



図：本指針の対象とする危機事象

(1) 本指針の対象とする危機事象の範囲

本指針が対象とする危機事象は、県民の生命、身体若しくは財産に被害が生じ、又は被害が生ずる恐れがある事象とする。

ただし、被害が直接的、突発的でない事象、並びに財政危機、経済危機及び県の組織運営危機に関する事象等は除くものとする。

(2) 各種危機管理マニュアルとの関係

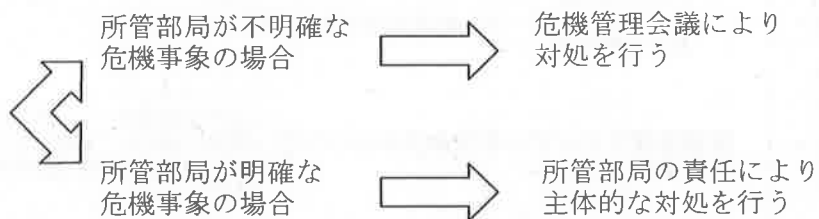
本指針は、本指針が対象とするすべての危機事象に適用する。

ただし、法令等による義務づけによって危機管理マニュアル（危機事象に対応するための計画やマニュアル等をいう。以下同じ。）が作成済みであり、その危機管理マニュアルに本指針と異なる内容が記載されている場合においては、その内容を本指針に優先して適用するものとする。

また、既に整備されている危機管理マニュアルと本指針の内容に齟齬がある場合においては、当面、当該危機管理マニュアルを優先適用することとするが、今後、本指針との整合性を図るよう検討を進めるものとする。

なお、危機管理会議は、既存の危機管理マニュアルと本指針との整合性を図るため、今後、危機管理体制の整理・統合等を含め、検討を進めるものとする。

(3) 所管部局と危機事象の取扱い



図：所管部局が明確な危機事象の取扱い

ア 所管部局が不明確な危機事象の取扱い

所管する部局が不明確な危機事象や、複数の部局が関係し全庁的な対応が求められる危機事象が発生した場合には、危機管理会議による対応を行うものとする。

イ 所管部局が明確な危機事象の取扱い

所管する部局が明確な危機事象への対応（通常業務により対応する場合や、県民への被害が軽微な危機事象への対応を含む）については、

本指針の内容にかかわらず、所管部局の責任において主体的に対応を行うことを基本とする。

この場合においても、所管部局は、以下の点に留意するものとする。

- ① 想定される危機事象については、危機管理マニュアルを整備すること。
- ② 危機事象発生時においては、適時、状況を危機管理部へ報告するとともに、全庁的な情報の共有化や部局を越えての連携・協力の必要がある場合には、危機管理会議の招集を求めること。
- ③ 所管が明確であっても、県民の生命、身体及び財産に直接的かつ重大な被害が生じ、又は生ずるおそれがある危機事象の場合には、単独の部局だけで対応するのではなく、本指針に基づき、危機管理会議をつうじて、全庁的な情報共有化や連携・協力体制を確保すること。

3 部局

(1) 本指針を適用する部局の範囲

本指針の適用を受ける部局の範囲は、危機管理部、政策創造部、経営戦略部、県民環境部、保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部、県土整備部、南部総合県民局、西部総合県民局、企業局、病院局及び教育委員会（以下「各部局」という。）とする。

(2) その他諸局との関係

その他諸局については、危機事象発生において、各部局と協力して対処を行うとともに、所管する業務に関連して発生した危機事象への対処については、本指針に準じた対応を行うものとする。

(3) 徳島県警察本部との関係

危機管理会議は、徳島県警察本部と、平素から危機管理に関する情報の交換を行うとともに、危機事象発生時においては、必要に応じて協力を求めるものとする。

4 外部機関との連携・協力

危機管理会議及び危機管理部は、危機事象に関する情報収集や、危機事象発生時の対処を適切に図るため、平素から、国、市町村、大学、企業研究機関や各種団体等との連携・協力体制の強化を図るものとする。

5 本指針の見直し

危機管理会議は、本指針の内容及び有効性を常に検証し、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

第2 危機管理体制

1 基本的な考え方

(1) 「責務」「連携」「協力」

危機事象への対応は、一部の職員的能力や意欲だけに依存するのではなく、組織として対応することを基本とし、一定水準の危機管理対応のレベルを保持するものとする。

そのため、本県においては、以下に掲げる「責務」「連携」「協力」の考え方を踏まえ、平素から全庁的な危機管理体制の整備を図るものとする。

表：「責務」「連携」「協力」の考え方

区 分	考 え 方
責 務	危機事象発生時において、県が担うべき役割及び責任を明確に認識した上で、危機管理対応を行うこと。
連 携	危機事象への対応は、担当の課や担当職員だけで行うのではなく、部局内の各課・室で連携し、組織的に行うことを原則とすること。 また、関係する部局が複数にまたがる場合においても、県として一体的な取組を確保すること。
協 力	発生した危機事象に直接関係のない部局や職員であっても、全庁的な取組のなかで、一定の役割を果たすべきであること。

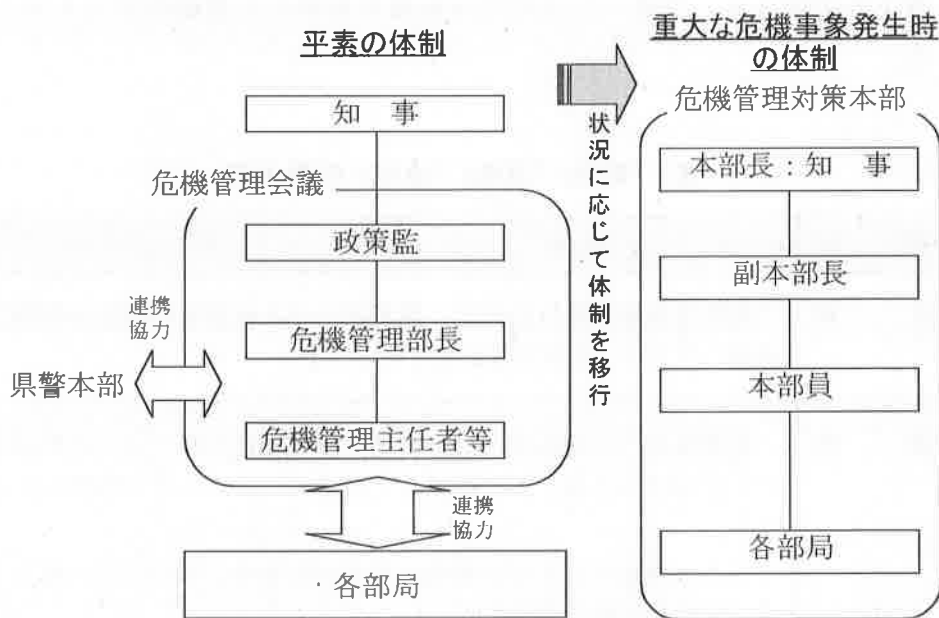
(2) 危機管理体制の構築の考え方

本県においては、危機管理体制の構築の基本的な考え方は次のとおりとする。

- ① 危機管理に対する組織対応は、「部局」を基礎的な単位として実施することを原則とする。そのため、各部局に、各部局の危機管理への取組を総括する危機管理主任者を設置する。
- ② 本県における全庁的な危機管理体制は、政策監のもとに各部局の危

機管理主任者等により構成される常設の組織である徳島県危機管理会議（以下「危機管理会議」という。）を中心として対応することを基本とする。

- ③ 重大な危機事象発生時には、知事を本部長とする徳島県危機管理対策本部（以下「危機管理対策本部」という。）を設置し、全庁的な応急対策等を迅速に実施する。



図：危機管理体制の全体像

2 政策監の役割

政策監は、知事を補佐し、県における危機管理を総括する。

また、政策監は、危機管理会議を主管するとともに、危機管理調整費の支出の決定を行うものとする。

3 危機管理会議の役割

(1) 設置

危機管理に関する全庁的な連携・協力の強化、及び情報の共有化・一元化を確保するため、危機管理会議を設置する。

危機管理会議は、常設の組織とする。

(2) 所管事項

危機管理会議は、次の事項を所管する。

- ① 全庁的な危機管理体制の構築
- ② 危機管理対処指針の策定及び見直し
- ③ 県職員の危機管理意識の向上を図るための研修や啓発
- ④ 危機事象発生時における各部局に対する助言・支援
- ⑤ 危機管理調整費に関すること など

(3) 構成員

危機管理会議は、政策監が主管し、危機管理部長を座長として、各部局の主管課長等により構成する。

(4) 招集

危機管理会議は、必要に応じて、政策監又は危機管理部長が招集する。
なお、各部局において、危機管理会議の招集を求める場合には、政策監又は危機管理部長へ招集を要請するものとする。

(5) 事務局

危機管理会議の事務局は、危機管理部危機管理政策課に置く。

(6) その他

その他、危機管理会議に関し必要な事項は、「徳島県危機管理会議の設置及び運営に関する要綱」(⇒資料③)で定めるものとする。

4 各部局と危機管理主任者の役割

(1) 各部局の役割

危機管理対応の基礎的な単位となる部局は、次の役割を担うものとする。

- ① 部局内の危機管理に係る推進方針の検討、連絡・推進体制の確立
- ② 部局内の危機事象に関する情報の収集及び分析
- ③ 部局内の危機管理マニュアルの計画・実行・検証
- ④ 部局が所管する業務に係る危機事象発生時の初動の対処
- ⑤ 部局内の職員の研修・訓練

(2) 危機管理主任者

各部局に、各部局の危機管理への取組を総括する危機管理主任者を置く。

危機管理主任者は、次の役割を担うものとする。

- ① 部局内の危機管理の実行を推進し、進捗を管理する。
- ② 危機管理に関する部局内の情報収集、分析及び関係部局への対応を指示する。
- ③ 危機発生時において、部局長の指示に基づき対処方針を検討・実施すること及び部局内の調整を行うこと。
- ④ 全庁的な危機管理情報を危機管理会議で共有し、部局内への周知徹底を図る。
- ⑤ 関係部局や関係機関との連絡調整を行うこと。

5 危機管理対策本部の役割

(1) 設置

危機管理対策本部は、県民の生命、身体又は財産に重大な損害を与え、若しくは県政の円滑な運営に深刻な支障が生じる危機事象発生時又は発生するおそれがある場合に設置する。

(2) 組織

- ① 対策本部は、知事を本部長とし、副本部長及び本部員を置く。
- ② 対策本部における班編制等については、徳島県災害対策本部の例に従って行うことを原則とするが、具体的な危機事象の状況に応じて、以下に掲げる「危機管理対策本部における班別構成例」等を参考に、

総務班、対策班、情報班、広報班等を設置するなど、柔軟な組織編成を行うものとする。

- ③ 応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な場合には、現地対策本部を設置する。

表：危機管理対策本部における班別構成例

班名	分掌事務
総務班	① 危機管理対策本部の運営 ② 会議資料及び記録の作成保管 ③ 国・市町村等の関係機関との連絡調整 など
対策班	① 危機事象の分析 ② 対処方針・応急対策の検討 ③ 応急対策実施の調整 など
情報班	① 国・市町村等の関係機関からの情報収集 ② 被害状況の取りまとめと報告・伝達 ③ 通信手段の確保 など
広報班	① 報道提供資料の作成 ② 報道機関の対応 ③ 県民等への広報 ④ 県民からの相談の対応 など

(3) 主な事務

- ① 対策の決定及び実施に関すること。
- ② 関係機関等との情報収集、情報共有及び連絡調整に関すること。
- ③ 広報等に関すること。

(4) その他

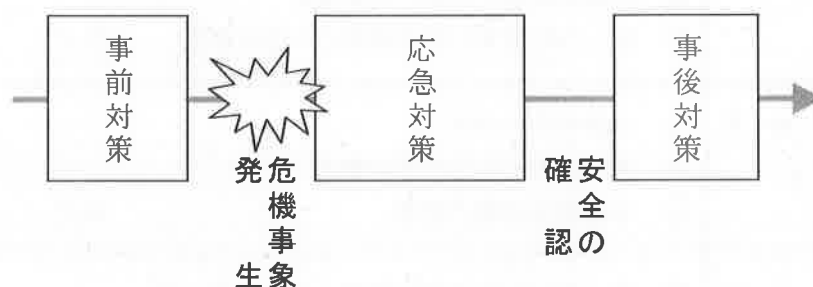
その他、危機管理対策本部に関し必要な事項は、「徳島県危機管理対策本部の設置及び運営に関する要綱」(⇒資料④)で定めるものとする。

第3 段階ごとの危機管理対応

1 危機管理対応の各段階

危機管理対応においては、時系列に応じて、事前・応急・事後の各段階に応じた対策を実施する。

ただし、各対策の内容は、危機事象により大きく異なるものと考えられる。そのため、より具体的な内容は、各部局で作成される危機管理マニュアルにおいて記載されることを想定しており、本指針においては、基本的な考え方のみを提示するものとする。



図：危機管理対応の各段階

2 事前対策

発生の予測が極めて困難な危機事象の発生に、迅速かつ的確に対処するためには、すべての部局が「危機管理の視点」をもって平素の業務を遂行することが必要となる。

そのため、各部局及び危機管理会議は次のような事前対策を実施するものとする。

なお、これらの取組については、各部局において、年度ごとに定期的実施し、その進捗について危機管理会議に報告するものとする。

(1) 情報連絡体制の整備

ア 部局間の緊急連絡網の整備

危機管理会議は、危機事象発生時において、迅速な情報収集を図るため、あらかじめ「緊急連絡網」(⇒資料①)の様式に基づき、携帯電

話等による各部局との情報連絡体制を整備する。

イ 部局内の連絡体制の整備

部局内の連絡体制については、各部局において構築するものとする。

この場合、相手方が不在の場合や夜間・休日の場合においても適切に対応できるよう留意するものとする。

ウ 携帯電話等の常時携帯

危機事象発生の情報を受けることとなっている職員は、夜間休日等における突発的な危機事象発生に備え、携帯電話等を常に携帯するよう努めるものとする。

(2) 危機管理マニュアルの整備

危機事象に対して組織的な対応を図るためには、想定される危機事象への危機管理マニュアルの作成は、極めて有効である。

そのため、各部局は、危機管理マニュアルの整備に向け、次のような取組を行うものとする。

ア 危機事象の洗い出し

各部局は、対応の必要となる想定危機事象を、国からの情報や、他の都道府県での発生状況等を踏まえ、洗い出し及びその見直しを行う。

イ 危機管理マニュアルの作成

各部局は、洗い出した想定危機事象ごとに危機管理マニュアルを作成する。

なお、危機事象発生時における県の役割が情報収集に限定されるような場合においては、マニュアル整備の必要はないが、このような場合においても、「危機管理マニュアル基本シート」(⇒資料②)を参考にして、対応手順を整理する。

また、各部局は、県民生活に甚大な影響をもたらす危機事象発生時

の業務継続を確保するため、次の点についても検討を進めるものとする。

- ① 各部局は、危機事象発生時における非常時優先業務を把握すること。
- ② 各部局は、非常時優先業務を実施するに際して支障となるような資源（職員や資機材等）を把握すること。
- ③ 危機事象発生時には、必要に応じて、部局間での職員の配備に関して、応援・受援を行うこととし、そのための準備（動員可能人員の把握や応援受援の方針の確認など）を行うこと。

ウ 進捗管理

各部局は、部局内の危機管理マニュアルの整備状況について、把握するものとする。

また、危機管理会議は、全庁的な進捗状況を把握するため、必要に応じ、各部局からの状況の報告を求めるものとする。

エ 危機管理マニュアルの見直し

既に整備されている危機管理マニュアルについても、定期的に見直しを行うものとする。

また、各部局及び危機管理会議は、危機事象発生時においては、危機管理マニュアルが有効に機能したかどうかを検証するものとする。

(3) 研修・啓発

ア 職員の危機管理意識の向上

各部局は、平素から危機管理に関する研修の実施や、危機管理マニュアルの整備、他の都道府県での危機事象発生等の情報収集を行うこと等により、職員の危機管理意識の向上を図るものとする。

イ 危機管理講座の開催等

危機管理会議は、危機管理に関して専門的な知識を持つ者を招いた

危機管理アドバイザーを登録するとともに、職員の意識啓発のための危機管理講座を開催するものとする。

(4) その他

ア 訓練・備蓄

危機管理会議及び各部局は、危機事象の発生を想定した招集訓練・運用訓練や、想定される危機事象に応じた必要な資機材の備蓄・管理に努めるものとする。

イ 関係機関との連携

各部局は、危機事象発生時における国の機関や市町村、各団体等の関連機関との連携を確保するため、平素からの定期的な情報交換等に努めるとともに、緊急時の連絡先等を把握する。

3 応急対策

(1) 初動の対処

危機事象発生時においては、県民の生命、身体及び財産への被害を最小にとどめるため、迅速な情報収集・連絡を行い、県として適切な対処をとりうる体制を早急に整備・確立するものとする。

そのため、各部局及び危機管理会議は次のような初動の対処を実施するものとする。

ア 情報収集・連絡の確保

(ア) 危機事象発生時の報告

危機事象の発生を知った職員は、あらかじめ整備された連絡体制に従い、以下に掲げる「情報の収集項目例」に掲げる情報等を所属部局へ直ちに報告するものとする。

表：情報の収集項目例

- | |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none">・危機事象発生時の状況・被害の発生状況・被害の拡大に関する予測・県、関係機関等が行った（行っている）対処の状況・地域住民の避難の状況・その他特に留意すべき事項 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

その際、危機の詳細が分からなくとも、完全な報告にこだわることなく、まず速報を入れることを優先し、その後、訂正・追加することを基本とする。

また、休日・夜間や何らかの事由により、所属部局へ連絡が取れない場合においても、各部局の危機管理主任者又は危機管理部等に直接連絡するなど、臨機応変の対処を行い、連絡が取れない状況を確実に回避することに留意する。

（イ）各部局の対処

報告を受けた各部局は、危機管理主任者に情報を集約するとともに、逐次の情報を収集するため、情報収集の担当職員を定め、定期的な報告を指示するものとする。

また、必要に応じて、情報収集のため職員を現場に派遣するものとする。

（ウ）危機管理主任者の対処

危機管理主任者は、軽微な場合を除き、集約した情報を危機管理部へ報告する。

また、必要に応じて、政策監又は危機管理部長に対し、危機管理会議の招集を要請する。

(エ) 政策監への報告

危機管理部は、各部局から危機事象発生への報告を受けた際には、速やかに政策監へ報告するものとする。

イ 危機事象に対処する体制の確立

(ア) 体制の選択

危機事象発生時に整備すべき体制（以下「対策本部等」という）には、以下に掲げる区分が考えられる。

それぞれの招集・設置の判断権者は、収集した情報等をもとに、いずれを選択すべきかについて、速やかに決定し、体制を確立する。なお、対策本部等は、事態の推移に応じ、適時、体制を移行する。

表：対策本部等の体制の区分

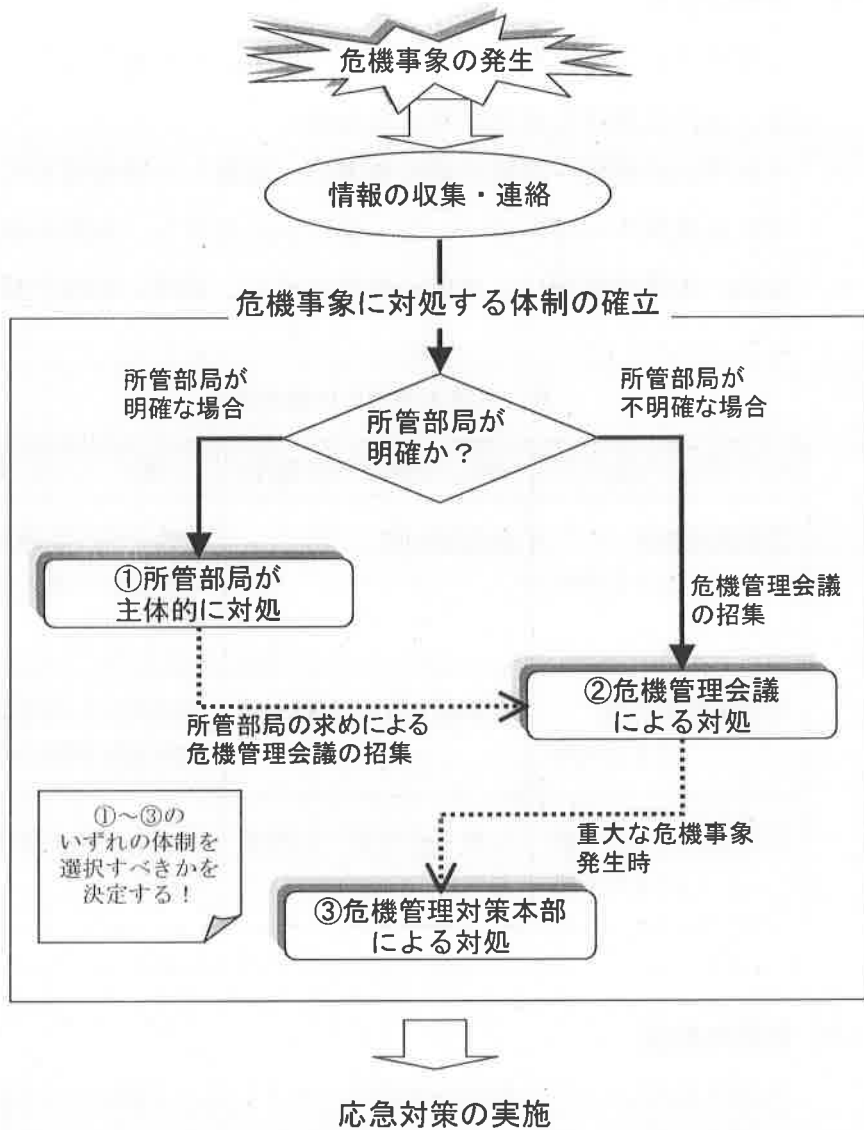
区 分	招集・設置の判断権者	備 考
①各部局のみ による対処	各部局の長	軽微な場合を除き、対処状況につき、危機管理部へ報告
②危機管理会議 による対処	政策監・危機管理部長	各部局からの危機管理会議招集要請は可能
③危機管理対策本部 による対処	知事・政策監・危機管理部長	重大な危機事象発生時に設置

(イ) 職員の動員

対策本部等における職員の動員については、当初から可能な限りの人員を投入し、事態を正確に把握できた時点で、適切な人員に縮小するなどの措置をとることを基本とする。

(ウ) 各部局の役割分担

危機管理対策本部設置時における各部局の具体的な役割分担については、所管業務との関連や、「徳島県災害対策本部運営規程」を参考にして、危機管理対策本部において決定するものとする。



図：危機事象に対処する体制の確立のためのフロー図

(2) 応急の対処

ア 対処方針の決定

対策本部等は、応急対策の内容や実施担当部署を定める対処方針を速やかに検討し、その内容を決定・公表するものとする。

また、対処方針の決定に際して、専門的な知識が必要となる場合には、危機管理アドバイザー等から助言を活用するものとする。

なお、危機管理対策本部を設置していない場合においても、重要な方針の決定に際しては、知事に報告する。

イ 応急対策の実施

応急対策の実施担当となった部局は、決定した対処方針に基づき、県民の生命と財産等の確保を最優先とし、国、市町村等関係機関との連携・協力のもと、避難誘導、救助、被害拡大防止などの応急対策を実施する。

また、応急対策の進捗状況については、定期的に、対策本部等へ報告するものとする。

(3) 広報活動の実施

対策本部等は、速やかに広報の担当を設置し、県民やマスコミからの問い合わせや取材に対処できる体制を確保する。

また、事態が深刻な場合等においては、県政広報幹と連携し、知事、政策監等の記者会見を開催するなど、迅速な情報提供を行うものとする。

4 事後対策

(1) 安全確認

対策本部等は、危機事象による県民への被害の拡大がなくなり、応急対策がおおむね完了したときは、できうる限り速やかに安全性の確認を行い、報道機関等へ情報提供するなどにより、県民への周知に努めるものとする。

(2) 復旧対策の実施

対策本部等は、安全確認後、県民の生活や経済活動等への影響を最小に抑えるため、被害者や企業、市町村の復旧のための支援策を実施する。

その際、復旧対策が適切に実施できるよう、体制を適宜見直すものとする。

(3) 危機管理対応の検証

ア 検証

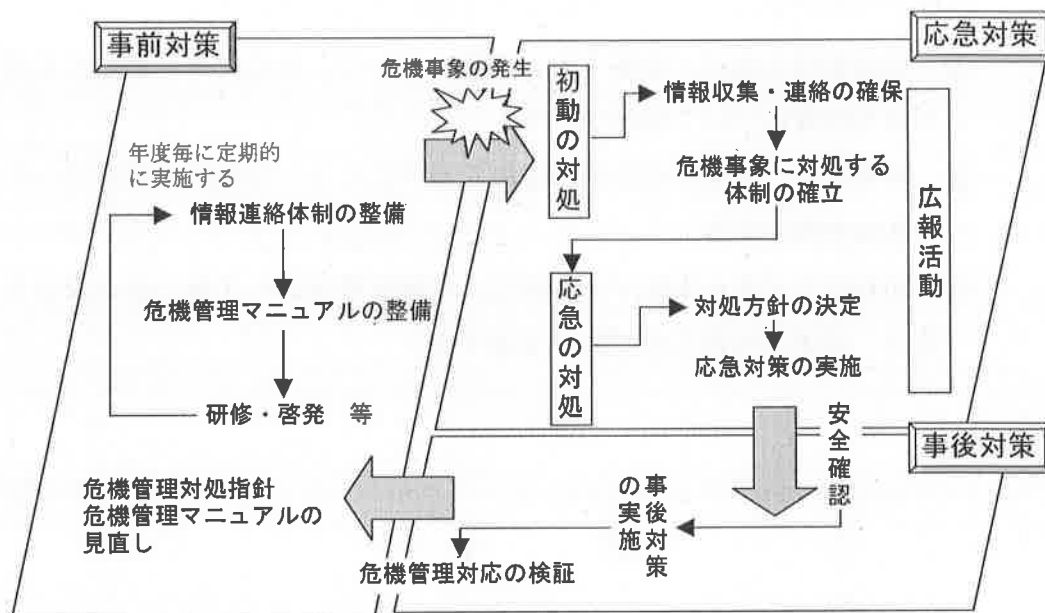
危機管理会議は、危機事象の発生原因や課題を整理するとともに、危機管理対応についての検証を行い、反省点の抽出や改善策の検討を行うものとする。

イ 再発防止策の検討

危機管理会議又は各部局は、再発防止策の検討を行うものとする。

ウ 危機管理マニュアルの見直し

危機管理会議又は各部局は、危機管理対応の検証結果に基づき、本指針や危機管理マニュアルの改善・見直しを行うものとする。



図：危機管理対応の全体像

第4 危機管理調整費

1 危機管理調整費の設置

危機事象発生時において、応急対策の迅速な実施に際し、緊急に必要な経費に充当するため、危機管理部に、危機管理調整費を置く。

2 危機管理調整費の執行

危機管理調整費は、以下の手続により執行するものとする。

- ① 危機管理会議は、危機事象発生時において、応急対策に緊急に必要な経費について協議を行う。
- ② 政策監は、危機管理会議の意見を参考にして、危機管理調整費からの支出を決定する。
- ③ 初動応急対策を実施する部局は、危機管理部から予算の配当替えを受け、迅速に初動応急対策を実施する。

資料①

平成 年度緊急連絡網

徳島県危機管理会議
(部外秘)

部 局 名	連絡順位	役 職	氏 名	携帯電話番号	住 所
		知事			
		秘書			
		副知事			
		秘書			
		政策監			
		秘書			
		危機管理部長			
		危機管理部副部長			
政策創造部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
経営戦略部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
秘書課 広報担当	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
県民環境部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
保健福祉部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
商工労働 観光部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
農林水産部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

部 局 名	連絡順位	役 職	氏 名	携帯電話番号	住 所
県土整備部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
南部総合 県民局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
西部総合 県民局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
企業局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
病院局	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
教育委員会	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				
警察本部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

緊急連絡先

危機管理部	第1順位				
	第2順位				
	第3順位				

資料②

危機管理マニュアル基本シート（1／2）

整理番号

危機事象名	
対応マニュアル	
作成時期	
関連法令	
所管省庁	
県担当部局	
連携部局	
関係機関	
県の責務	
必要な庁内の協力体制	
事前対策	

危機管理マニュアル基本シート（2 / 2）

整理番号

危機事象名	
応 急	
初動	
応急	
広報	
事 後 対 策	

